「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は200万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

③　「③　一般断熱改修工事等」の欄のうち、「ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年経済産業省・国土交通省告示第４号（以下「省エネ改修費用告示」という。）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ　ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

④　「④　多世帯同居改修工事等」の欄のうち、「ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成28年国土交通省告示第586号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、多世帯同居改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

⑤　「⑤　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）」の欄のうち、「ア　当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、耐震改修費用告示又は省エネ改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。